

2026/05/30

第40回清榮祭実行委員会 広報部署

延 子祺

木村 聡真

2026清榮祭(文化祭)の著作権に関する規定

はじめに

本規定は、**清榮祭実行委員会**が関わるコンテンツに関するルールを定めたものです。

現時点での情報に基づいて作成しています。変更になる際は各団体担当者にメール配信します。

必ず本規定を熟読の上、制作に取り組んでください。ご不明な点は各自で判断せず、必ず清榮祭実行委員会までお問い合わせください。

また、法律の解釈等を正確にお伝えするため、これ以降表記は「清榮祭」ではなくすべて「文化祭」で統一しています。なお、本行事の実行委員会は「清榮祭実行委員会」と表記しています。なお文化祭は、中学校・高等学校の授業の一環として著作権法上で特例的に扱われています。そのため、一定の条件を満たせば、著作権者の許諾なしに著作物を使用することができます。

お問い合わせ先

担当者直通：202201452@edu.nishiyamato.ed.jp (木村)

※お問い合わせ時は上記メールアドレスを宛先としていただけると幸いです。

はじめに.....	1
凡例.....	2
SNSでの楽曲投稿ガイドライン.....	2
コンテンツを使用することに関するトラブルについて.....	2
使用する音源について.....	3
【各カテゴリ共通】	3
検査について.....	4
注釈.....	4
すべての著作物について.....	5
生成AIの利用について.....	6
オマージュ / パロディの使用について.....	6
著作物の検査について.....	6
著作権侵害と判断された場合の対応について.....	8

凡例

【重要】→特に重要な情報を示します。この規定をご理解いただく上で外せない情報です。

【重要】→重要な情報を示します。

SNSでの楽曲投稿ガイドライン

【重要】SNSに関するものは中学校・高等学校の「授業」に該当しません。

【重要】清榮祭実行委員会からお声がけする場合があります。なお問題が起きた場合、清榮祭実行委員会では一切の法的責任を負いません。（ただし問題が発生した場合、全て清榮祭実行委員会が集約・仲介し、教員が対応します。）

コンテンツを使用することに関するトラブルについて

・各団体におけるコンテンツの利用にあたり、定める規定に基づきチェック団体がチェックを行うものとします。当該チェックの結果、権利侵害の可能性が低いと判断された場合においても、各団体のコンテンツにおいて、著作者との権利侵害等のトラブルが発生したときは、使用団体がその責任において当該トラブルに対応するものとします。

・著作物を使用する団体からその使用物のチェックを委託された団体は、チェックの結果について一切の責任を負わないものとします。

第1章 文化祭で使用する音源について

使用する音源について

【重要】中学校・高等学校の文化祭は「授業」に該当します

【重要】音源に関する申請が必要な場合は各自で実施してください

【各カテゴリ共通】

- ・文化祭では、全ての団体で以下のことが可能です。
 - ・校内で放映する / 各団体の持ち場所で放映する
 - ・複製をしない前提での録画録音
 - ・以下の行為は著作権法に抵触する、または抵触する可能性があるため、行わないでください。
 - ・練習のために各団体のクラスルームや担当者以外が含まれているグループチャットなどに音源を配信する。（クラスルーム等も含まれます、詳しくは「SNSでの楽曲投稿ガイドライン (p.2)」をご確認ください）
 - ・違法にアップロードされているファイルを利用する。
公式がアップロードしたものや、配信サービスが許諾しているもののみ使用が可能です。
許諾されている 配信サービスの例) レコチョク、mora 注1
 - 許諾されていない配信サービスの例) Amazon Music、Apple Music、Spotify
 - ・違法サイト注2の利用は控えてください。
 - ・CDやDVDは、業者の規約で個人利用を超える複製を禁止している場合があります。
 - ・以下の行為がおおむね各団体の規約で禁じられています。
 - ・公式サービス以外からのダウンロード行為注3（許可が明示されている場合を除く）
 - ・公式サービス以外からの利用
例) Amazon Music、Apple Music、Spotify
 - ・音源のミキシング、元の構成からの変更
ここに掲載されているものはあくまでも一例です。詳しくは各自で各サービスの利用規約を参照してください。
 - ・以下の内容に該当する場合は、別途清榮祭実行委員会へご相談ください。
 - ・VOICEROIDやVOCALOIDを有志団体に使用したい場合。
- 【重要】ほとんどの配信サービスからのダウンロードが規約で禁止されていることから、原則CDやDVDなど生徒や各ご家庭にて購入した音源を使用してください。**
- ・フリー音源は各サービスの規約を確認してください。
 - ・著作権者などから特例的に許可を得た場合は本規定担当者にメールで報告してください。
※口頭での利用許諾は認めません。必ず、文章で残る形で許諾を取ってください。

【重要】音楽管理団体は主に「JASRAC」と「NexTone」が存在し、本規定はJASRACのそれに準拠しております。使用される楽曲の管理団体を確認の上、各自で各団体の規定を確認してください。

- ・ JASRACによって管理されている音源は事前に違反していないかどうかを確認してください。
<https://www.jasrac.or.jp/info/network/>
- ・ NexToneによって管理されている音源は事前に違反していないかどうかを確認してください。
<https://www.nex-tone.co.jp/copyright/>

検査について

※今年度は全団体の直接検査は実施しません。

・ 各団体の音源については著作権侵害に当たらないかを確認するため、フォームでの確認を実施します。

※この段階で規定違反が分かった場合は即時音源の変更を行ってください。変更が確認できるまで学校内での音源の使用は認めません。

・ フォームでの検査において不合格となった団体については清榮祭実行委員会から直接検査を行う可能性があります。

・ フォームでの検査においての可否に関わらず、清榮祭実行委員会が直接検査が必要と判断した団体に対してはこの限りではありません。

○注意事項

・ 本規定に違反した場合には本規定の「[著作権侵害と判断された場合の対応について\(p.8\)](#)」を適用します。

・ 本規定ではYouTube等からのダウンロード行為を一律禁止とします。

・ 規定違反が発覚した場合は修正が確認されるまで当日の音源の使用を認めません。

注釈

注1 音源の購入方法（支払い方法）については別途清榮祭実行委員会の担当部署からの指示に従ってください。

注2 公式の動画閲覧サービスを回避（パス）できるサイトの利用は、そもそも著作権侵害の可能性があることに加え、多くのサービスではその行為自体が禁じられています。

注3 ダウンロード（公式のアプリやサービス内で機能として存在するものではなく、公式ではないソフトウェアやサービスを利用して行う行為を指す）が禁止されているまたはダウンロードができないようになっている配信サービスからダウンロードする行為は著作権法に抵触する可能性があります。行わないでください。また、SpotifyやAppleMusicではアナログ方式での録音も禁じられています。

第2章 文化祭で作成する制作物について

すべての著作物について

【重要】文化祭は中学校・高等学校の「授業」に該当します

【重要】申請が必要な場合は各自で実施してください

○著作権が他者にある著作物について

- ・必ず権利者の明示的な許諾を得たうえで利用してください
- ・いわゆる「フリー素材」は、利用時のルールが定められています。フリー素材やネットで検索して出てきた画像を利用する際は、かならずそのファイルを掲載しているウェブサイトやサービスの利用規約や約款を確認してください。
- ・なお、以下に該当するような画像を利用している場合は本規定違反とみなされます。
 - ・利用に関するルールが定められていないファイルを取得し利用している
 - ・利用に関するルールにそぐわない使い方をしている
 - ・透かし（ウォーターマーク）が入っている
 - ・利用に関するルールに清榮祭実行委員会担当者がアクセスできない
- ・フリー素材は無料で、勝手に使っていいというものではありません。フリー素材というのは基本的に（著作権は放棄せずに）「一定の条件下で、使いたい人に利用を許可する」ものです。そのため、以下のことを必ず確認し、対応が必要な場合対応した上で利用してください。
 - ・利用する際に料金が発生するのか
 - ・改変することは可能か
 - ・クレジット表記やリンク表記が必要か
 - ・著作者に使用許可を得る必要があるか

※迷ったらそのサイトの運営者に問い合わせるか、自分たちで意図に沿った作品を制作するかの対応をしてください

※口頭での利用許諾は認めません。必ず、文章で残る形で許諾を取ってください。

・著作権フリーとされているものや、一般に著作権が無いとされているものも、それを何らかの形で利用することによって他者に不利益を与えた場合はトラブルになりえるため、名誉を毀損したり揶揄するような使い方をしないでください。

・画像加工は、禁止されている場合や許容範囲が定められている場合があります。必ず取得元のルールに従ってください。

○著作権が自分にある著作物について

- ・著作権の帰属が自分にある著作物については出典の記載は不要です。
- ・肖像権の侵害になっていないかを確認してください。他者の顔が写り込んでいる場合は個人の肖像権を守るため、必ず本人に確認してください。

※不安がある場合は使用しないという選択肢が一番無難です

※清榮祭実行委員会が著作権侵害の可能性が高いと判断した場合、著作物の使用を許可しません。

生成AIの利用について

【重要】文化祭は中学校・高等学校の「授業」に該当します。

生成AIを利用する場合も既存の著作物と同じく著作権法及びその関連法が適用されます。

- ・使用している生成AIの利用規約を各自確認してください。
※公への公開が認められていない場合は文化祭での使用はできません。
- ・生成AIで作られた画像が明らかに他者の著作物に似ている場合は使用しないでください。
- ・生成AIサービスにおいて有料プランを用いるとライセンス内容が変更されるサービスがありますが、有料プランは一律使用禁止とします。
※禁止理由:団体での有料プラン使用と個人での利用の境界が曖昧なため。

オマージュ / パロディの使用について

【重要】今年度、文化祭において教室展示のみオマージュ / パロディを使用することはできません。また模擬店、有志各種などのその他は、各文実部署がオマージュ / パロディの内容によって可否を判断いたしますので、各部署の指示に従ってください。

※なお、日本の現行法ではオマージュ / パロディについて明確な記載がそこまでないため、現行法よりも厳しく判断します。

著作物の検査について

【重要】参照元URLの提出による管理を行います。（2026年度新運用）

・本年度より、全団体はデザイン制作の過程で参考にした全ての素材（フリー素材、CCライセンス素材、公共の著作物等）の「取得元URL」および「ライセンス形態」を、清栄祭実行委員会が別途指定するフォームへもれなく提出しなければならない。

・「参考」の適用範囲: 以下の項目に該当するものは、すべて「参考素材」と見なし、URLの提出を義務付ける。

-直接的な利用・加工 フリー素材やロゴ、イラストの一部または全部を切り取ってデザインに組み込む行為（サンプリング、コラージュ）。

-既存の画像を下敷きにしてなぞり描く行為（トレース）。

-デザインテンプレート（Canva等の素材を含む）の一部を改変して使用する行為。

-模倣および依拠 特定のキャラクターや作品の「ポージング（姿勢）」「構図（レイアウト）」を真似て描画する行為。

-特定のブランドや作品に特徴的な「配色（カラーパレット）」をそのまま流用する行為。

-SNS（Pinterest、Instagram等）で見かけたデザインのアイデアを元に、類似の視覚効果を狙う行為。

※**例外規定**：自身の記憶のみに基づき、一切の外部資料（端末での検索、書籍等）を参照せずに描画した「完全なオリジナル」については提出を不要とする。ただし、結果として既存の著作物を侵害しないかについては各自で確認を行うものとする。

・清榮祭実行委員会では「提出されたURL」および「ライセンス形態」においてのみ、著作物検査を行います。注：提出されていない参考素材についてのチェックは一切行いません。

第3章 規定違反が確認された時の対応

| 著作権侵害と判断された場合の対応について

2026清榮祭の著作権に関する規定(本規定)に違反した場合は以下の措置を取る場合があります。

- ・当該団体の出場停止(有志,劇), 制作物の撤去命令(模擬店,展示,劇)
- ・音源の使用禁止(展示,有志,劇)
- ・一般公開される各種メディアへの掲載停止
- ・文化祭公式サイトへの掲載停止(すべて)

音源に関する規定違反が判明した場合、教員に報告しその時点で学校の音響設備の使用を停止する可能性があります。

以上